平成27年度　芳賀町社会福祉協議会事業計画

**1.法人運営**

１）運営方針

地域福祉とは、地域住民の誰もが地域社会の一員として安心して毎日の生活が送れるような社会づくりを目指すものです。

　これらの基盤づくりを形成していくには、行政、関係機関と地域住民との連携と、様々な組織体から積極的な参加が求められるところです。

　誰もが住み慣れた環境で、なじみのある人たちとその人らしくいきいきと暮らすことの出来る地域社会の実現を目指すことがすべての人に共通した願いといえます。

本年度、刊行しました地域福祉活動計画書については、今後の年次推進施策を掲げているところですが、27年度について優先的に取り組む事業は、高齢者一人暮らし世帯などへの見守り支援、ボランティアセンター活動事業の取り組み、福祉教育・出前講座の開催・支援など、現行継続事業に加え更に地域に根ざした事業展開を図っていきます。

２）会議開催予定

・理事会　５月・・・決算期

１２月・・・中間期

３月・・・予算期

他、新規・追加事業、又は補正を要す場合においては随時開催

・評議員会　５月・・・決算期

１２月・・・中間期

３月・・・予算期

他、評議員会に付すべき事項が生じたときなど理事会に併せて開催

・監事会・監査執行について

５月・・・決算期

**２.　会費等依頼内容と時期**

１）社会福祉協議会会費

普通会費、個人会費、賛助会費・・・・依頼時期　平成２７年５月

行政区を組織体とする普通会員の会費は、行政連絡員に協力依頼し通知配布・回覧・納入していただくほか、本会の趣旨に賛同する個人会員・賛助会員を募りながら、会員の拡大募集に努めます。

企業・法人・事業所・商店等に向けても賛助会員としての加入促進を図っていきます。

２）日本赤十字社費

日本赤十字社は国際救援活動・災害救援はもとより、救護要員・看護師等の人材養成、救急法等の各種講習会、更には献血推進運動、ボランティア研修会、又日赤病院における奉仕活動等幅広い活動援助を行っています。

社費の納入は、行政連絡員を通じて協力依頼するほか、他にも趣旨を理解していただく方々にも同様に依頼します。集められた「社費」については、前記のような各種の救援・活動援助等に向けられます。

　　　　　　　　　　　　　　依頼時期・・・平成２７年５月

３）赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

各種事業への助成、各施設・団体等への助成などに配分される赤い羽根共同募金と　　　　　　　　　歳末見舞金品・おせち料理などの配分に活用される歳末たすけあい募金を　　　　　　　　　実施しています。今後地域福祉事業を推進していくうえで団体や施設などに向け、新しい事業の創出やより良い事業を選択するための公募を行い、それらを活用する支援の幅を広げていきます。

依頼時期・・全国的には赤い羽根共同募金については１０月～１２月、歳末たすけあい募金は１２月になりますが、２つの事業を一括して共同募金事業として捉え、芳賀町では１０月を主たる募金運動期間としています。

また、イべントの際や街頭での募金にも輪を広げていますが、さらに事業所・企業等の参加・協力を呼びかけ、個人・法人を問わず募金活動の積極的な取り組みにより、福祉の推進・向上に寄与していきます。

**３.　ボランティア活動**

現在社協ボランティアとしては6団体が、行政・社協の支援の下各種活動が展開されていますが、多岐に亘るボランティア要望には、充分には行き届いてない現状です。

今後においては、地域での身近なボランティア要求に応じられるような体制整備が必要になる為、関係機関との連携強化を図っていきます。

今年度については、ボランティア活動の重要性に鑑み、次の事業を優先的に進めていきます。

・ボランティア会員の加入促進、活動支援の強化を図ります。

・ボランティアセンターの開設とコーディネーターの配置

・ボランティア養成講座の開催

・ボランティア相談事業

・ボランティア情報誌の発行

・ボランティア人材育成など

現行ボランティア活動内容は次のとおりです。

１）配食ボランティア

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などを対象に、週２回昼食を配達しながら、見守り活動を行っています。そのため町の「みまネット」の協力団体になっています。

２）調理ボランティア

毎週水曜日に高齢者向けお弁当の調理をします。

３）運転ボランティア

生きがいサロン会場への送迎運転業務（サロンスタッフが同乗し、地域単位に利用者の皆さんを送迎する運転業務）

福祉有償運送業務（ホームヘルパーが同乗し、介護保険等利用者さんを目的病院までの送迎運転をする業務）

４）芳賀赤十字奉仕団

芳賀赤十字病院にてガーゼたたみや包交セットづくりなどの軽作業を行います。また、災害時に備えての非常食の炊き出し、訓練や介助の研修等を行っています。

５）小物作りボランティア（あじさいの会）

バックやエプロンなどの布製品を作成し、町民祭に出展販売をしています。益金の一部を社会福祉協議会へ長年にわたり寄附しています。冬期期間を除いて通年活動し、隔週及び火曜日毎に趣味のグループとして多彩な作品作りに励んでいます。（於：農トレ和室）

６）お話し相手ボランティア

外出する機会が無く、話す機会も少ないひとり暮らし高齢者などを対象に、二人一組で訪問し、概ね１時間程度、見守りも兼ねてお話し相手活動をしています。

これらのボランティア団体に対し、新しい仲間の勧誘と併せて、「ボランティアを出来る個人や団体」の発掘と、「ボランティアを必要としている人」との受付・紹介などをボランティアセンター活動事業の中で進めていきます。

７）その他

災害ボランティアに関し、町内においては社協活動に関わる範囲についても芳賀町の災害対策本部と連携を密にして、的確・迅速な活動を行います。

また町が作成する防災計画等の中に位置づけます。

社協における緊急時の体制整備については、町の防災計画の中でも特にボランティアによる活動支援、避難誘導等について担当範囲になりますが、自らも独自の組織・体制などについて計画樹立をしておかねばなりません。

なお、町外に及ぶ災害時等の支援活動については、県及び県社協や芳賀町の情報を得たうえで、その都度協議対応します。

**４.　生きがいサロン事業への送迎支援**

　町が行う生きがいサロンは、家に閉じこもりがちな高齢者又は要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、サロンへの通所活動によって意識・意欲を高揚させ、交流、親ぼくと介護予防対策として取り組まれており、この事業に対し主に送迎部門で協力・援助をします。

送迎支援をする会場としては、

水橋サロン　（火曜日、９：００～１２：００　於：水橋公民館）

南高サロン　（水曜日、９：００～１２：００　於：生涯学習センター）

祖母井サロン（金曜日、９：００～１２：００　於：保健センター）

　車の手配・運転ボランティアの手配業務を受託し、サロンスタッフの協力も得ながら、利用者の移動手段を確保します。

**５.　学童保育事業**

　この事業は、保護者が就業・疾病・その他の事情により、放課後または長期休業日に家庭保育が困難となる児童を、当該事業の中で各クラブ共、小学１年～小学６年生を保育対象として実施しています。

受委託契約先の町こども育成課と緊密な連携をとりながら、指導員の人事管理を含み利用している学童を取り巻く中で、家族・学校・学童指導員が一体となり連携を図りながらクラブの適切な運営管理にあたります。

・学童保育実施時間

　　月～金曜日までの平日は、下校時　～午後７：００

　　春、夏、冬休み期間中及び土曜日は、午前７：３０～午後７：００

・学童保育実施場所

なかよしクラブ　　於：町農業者トレーニングセンター

おひさまクラブ　　於：生涯学習センター

あおぞらクラブ　　於：芳賀南小学校

土曜保育は、３クラブ全ての児童を対象に行うが、実施場所はなかよしクラブで実施する。

保護者等からも保育の質を求める声があることから、クラブの大規模化は避けたいこと、又一時的保育を利用する学童も増加傾向にあることから目配り・気配りを徹底しながら、一方では指導員の資質向上を目指した研修を適宜行い、春・夏・冬休み期間においては短期雇用指導員を加えての保育になるため、指導員間の連携強化や常勤指導員のリードのもとに、学童保育事業全体の適切な運営を図っていきます。

　今年度についても、障がい児支援担当指導員を1名増員配置し、全クラブについて障がい児担当保育にあたり、周りの児童と同じ活動・遊びの中で共に時間を過ごすための環境づくりと見守りを強化し、偏見のない利用者のニーズに沿った学童保育運営を図っていきます。

**６.　心配ごと相談所の開設**

　最近の相談受付状況としては、情報網の発達もあってか相談受付件数は、決して多くはありません。しかし地域のニーズ、困りごと、悩みごとについての身近な相談所として又特に高齢者などへの相談支援対策として、欠かせない位置付けになっています。

また、調整・改善・解決を図るため専門機関などへのつなぎ的な役目も果たしています。

**本年度からは、予約制で新たに年4回、第1火曜日（平成27年6月2日、9月１日、12月１日、平成28年3月１日）の心配ごと相談所事業の中で、法律相談として、弁護士と心配ごと相談員2名により対応します。**

　通常相談日：毎週火曜日は、午後１：３０～午後４：００

**第３火曜日**は２名の心配ごと相談員と他に行政相談員・人権擁護員各々１名ずつの計４名で**常駐対応**。

**第１（法律相談日以外）、第２、４、５火曜日**については、心配ごと相談員３名で**予約制**での対応となります。

**７.　見守り活動支援事業**

高齢者世帯への見守りや、障がいのある人の自立生活に向けた支援などに対する組織・体制づくり、また活動拠点となるべきところが充分でないことから、地域福祉の推進が行き届いているとはいえません。

今後これらの活動を発展させるためには、人材の養成が重要になってくることから、自治会・民生委員児童委員・住民・ボランティアセンターなどと協働しながら、地域の中での人員確保に目を向けていく必要があります。

一人暮らし高齢者などの実態調査により日常生活状況把握をし、生活維持が困難な方などへの相談支援、家族、近隣者への声かけなどにより改善に向けた連携強化に努めていきます。

**８.　福祉教育の支援**

福祉教育と聞くと学校教育の一端の感がしますが、むしろ地域福祉の推進からも社会福祉関係者と教育関係者とが相互理解のうえ、連携・協働により福祉の育みを習慣づけ進めていくことが重要です。

小中学校における「福祉教育」、専門学校等の「実習指導」など、次世代を担う者へ総合教育の一環としての関わり、又実習体験などをとおし実践的に指導する立場で取り組んでいきます。

本年度優先的取り組み事業は次のとおりです。

・小・中学校での福祉・人権教育への協力・支援

・学校単位での福祉活動取り組みへの相談・助成支援

・講師の派遣・・・当事者団体、福祉機器などの実地体験事業の実施

**９.　各種団体への支援**

従前より以下の５団体に対し活動支援をしていますが、今年度についても各団体の要望を聞きながら、より積極的に支援をしていきます。

１）芳賀町老人クラブ連合会への活動支援

・健康づくり

　　スポーツ大会、輪投げ大会、ペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会

・生きがいづくり

　　芸能大会、作品展、ふれあい交流会

・クラブづくり

功労者表彰、会長役員等研修、加入促進活動

・会議の開催

・県老連への会議及び行事への参加

２）身体障害者福祉会への活動支援

・総会開催　　４月中旬開催

・理事会　　　９月中間報告、１２月経過報告、３月決算理事会

・スポーツ大会の実施

　　　町単位・・・新スポーツ教室の開催（７月下旬予定）、ふれあい運動会への協力

　　　　　　　　　ボウリング大会

　　　県単位・・・県障害者スポーツ大会（９月末）、

・研修会関係

　　　県民ふくしのつどい

　　　栃木県身体障がい者福祉のつどい

・栃木県障がい者文化祭

・錬成会（宿泊訓練）の充実

・レクリエーション事業開催時の介助

・会員加入の積極的な呼びかけ、訪問

３）知的障害者育成会への活動支援

組織の会員拡大が急務のところです。支援部分としては、会員相互の親ぼく、交流を図るうえで、当事者を囲む組織体として“手をつなぐ親の会”の存在があります。各種の事業をとおし家族的構成を維持しつつ今後の本会の発展・継続性に結び付けていきます。

行事関係

町単位としては、

・レクリエーション教室を１０月～１１月頃予定

・研修会を３月上旬開催予定

・役員会・総会時の支援

　又、スポーツ大会参加としては、町単独では会員の減少からも実施困難なため、県障がい者スポーツ大会などの参加により、健康維持・体力向上を目指しています。

更にはふれあい運動会にも出場し、ボランティアたちの支援を得ながら活動を続けていきます。

４）母子寡婦福祉会への活動支援

・会員研修会

・会員加入促進事業

・県ひとり親家庭福祉連合会への会議及び行事への参加

５）遺族会への活動支援

年間行事の中でも特に慰霊祭を毎年町が執行し、社会福祉協議会がそれらを協力する形で開催します。又、護国神社には毎年、靖国神社には隔年で参拝を実施しています。

スケジュール

・総　　会　４月

・県慰霊祭　４月　　　宇都宮市護国神社

・町慰霊祭１０月　　　町農業者トレーニングセンター（体育ホール）

・郡合同研修会　２月

・女性部・壮年部研修会　３月

・靖国神社参拝　３月

・支部会議は随時開催

**１０.　権利擁護事業**

あすてらす支援（日常生活自立支援事業）

利用の流れ

　相談⇒訪問調査⇒支援計画⇒契　約⇒サービス提供相談

支援内容は

・福祉サービスの利用援助

・日常的金銭管理サービス

・書類等預かりサービス

・日常生活の見守り

認知症高齢者の増加などにより判断力が不十分な要援護者が増え、事業量の増大が見込まれています。専門的な見地からの的確な支援が求められています。

弱者支援の観点からも相互関係を保ちながら、日常の生活がその人らしく暮らすことができるための支援を構築する。

**１１.　在宅福祉事業**

在宅福祉事業は、以下のように事業は広範囲であり、さらに需要は増加が予想される為社協体制をより強化し事業を進めていきます。

１）居宅介護支援事業

日常生活に支障のある要介護者・要支援者の状況、状態など身の回りの全ての生活・環境を考慮し、適切なサービスを利用できるよう計画作成・連絡調整などを行います。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の家を訪問し、相談に応じます。

２）介護予防支援事業（委託事業）

介護が必要となることを未然に予防するためにも、利用者の状況に応じて可能な限り在宅において自立した生活を営めるよう支援します。

３）訪問介護事業

介護保険（訪問介護・介護予防訪問介護）

要介護者・要支援者に対し、ケアマネジャーの立てたサービス計画に基づいて、ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排泄などの身体介護や通院介助、料理・掃除・買い物などの生活援助を行います。

４）障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）

身体障がい者（児）・精神障がい者に対し、利用者の自宅において食事・入浴・排泄などの身体介護や通院介助、料理・掃除・買い物などの生活援助を行います。

５）指定特定相談支援事業

身体障がい者、精神障がい者などに対し、相談支援専門員が、基本・計画相談支援業務、サービス等利用計画の作成、連絡調整を行います。介護保険で言うならばケアマネジャーとしての役目と同様に利用者・事業者とのつなぎ役を担うことになります。

**１２.　福祉機器リサイクル事業**

不要となった車椅子・電動ベット・エアーマット等、更には寄付していただいた福祉機器などを消毒・点検のうえ、介護保険等に該当しない方、傷病などによる一時的な利用、旅行など外出の際に、在庫（ベッドについては業者保管）がある限り無償で貸し出します。

貸し出し期間は、利用者からの不要申出があるまで使用可能になります。

**１３.　福祉有償運送サービス**

・介護保険事業、障がい福祉サービス利用者の通院等の外出時に、有償で送迎します。

　　　利用者宅発から着まで　　５キロまで３００円、５キロ以上１キロ毎２０円加算

　　　運転手…福祉有償運送の講習を受けた資格者（運転ボランティア・介護職員等）

・福祉車両のみの貸し出し

福祉車両でなければ移動できない人が、通院・入退院・施設間の移動、その他暮らしの

中で外出等利用する場合に車両のみ貸し出します。

　　　社協事務所発から着まで　５キロまで３００円、５キロ以上１キロ毎２０円加算

　　　運転手…利用者の家族等

**１４.　広報・啓発活動等**

・「ふくしだより」の年２回発行、「ボランティアはが」の１回発行を継続します。

・出前講座・・・地域に出向き、日頃社協会費・共同募金・日赤社費などご支援をいただいていることへのご報告・御礼とそれらの使い道、更には社協の位置づけ、組織、取り組んでいる各種の事業などを説明していきます。

・「ホームページ」を、適時に更新を行いながら、サービスの向上につなげていきます。

同時に、一方で情報セキュリティ対策が重要となるため、芳賀町の例を参考に情報セキュリティ危機管理対策にあたります。

**１５.　ふれあいふくしまつりの開催**

前回開催後３年ぶりの実施となりますが、広く地域住民が同一の目的に向かい一堂に

介す唯一のイベントで、過去３回の開催平均来場者は、１回平均８００人でした。

本イベントは地域住民が社会福祉活動を通し、相互理解を得るための出会いと交流の場

として、誰もが参加し易いまつりとなるよう計画をします。

実施運営にあたりましては、ボランティアの支援が不可欠ですが、広範に及ぶことから

も参加者の総意をもって特色のある福祉まつりが広く住民に浸透し、所期の目的が達成

され、地域との連携に結びつくことを目指します。

　具体的な実施内容については、開催時期として１１月頃を予定していますが、後日ふれあいふくしまつり実行委員会により検討していくことになります。

**１６.　その他の事業**

１）地域包括支援センター職員派遣と事業の協働

地域包括支援センター（町高齢者支援課内）の従事者として、介護予防ケアプラン作成業務・事業所のケアマネジャー支援役としての主任ケアマネジャー１名、ケアマネジャー１名、住民相談業務・ケアプラン作成業務を担当する社会福祉士１名の、併せて３名を派遣する。

そこでは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で普通の暮らしが送れるよう、様々な予防対策を講じ各種の支援をしている。ここで行う見守りネットワーク事業とも連携を図るとともに、地域の共助意識を高めるため、社協の特性を生かしつつ地域の組織（地域公民館・自治会）との情報・連携を図りながら介護などの予防支援、その他の相談支援などをしていきます。

２）高齢者招待事業

70歳以上の一人暮らし・二人暮らしの高齢者世帯を対象に、歌謡・舞踊などの観劇を楽しみながら皆との親睦・交流を図る高齢者招待事業を実施します。

家庭環境により孤独化しやすい高齢者が、民生委員・ボランティアの支援や周りからの援助を受け、一日楽しむことは外出支援を伴い生きがい対策の意味からも効果は大きいものがあります。

３）研修会への参加

　　職員研修を初めとして、役員研修、心配事相談研修、ボランティア研修、介護保険事業研

　修各種団体研修会など年間をとおし、町・県・県社協主催などによる開催・更には県外研修

　会など様々な分野の研修機会があり、それぞれの立場で専門性と知識を高めるため積極的に

　参加し日常の事務・事業などに活かしていきます。